

重要事項説明書

当事業所が提供する指定通所介護、及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス、）の内容に関し、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者及び事業所の概要

事業者の名称	三興開発株式会社
主たる事務所の所在地	静岡県富士市五貫島 1 3 2 0 番地
電話番号	0 5 4 5 - 6 1 - 2 2 2 9
代表者氏名	代表取締役 鈴木正浩

事業所の名称	元気広場 富士
事業所の所在地	静岡県富士市日乃出町 2 4 番地 1
電話番号	0 5 4 5 - 3 0 - 9 0 9 0
介護保険事業所番号	2 2 7 2 3 0 2 0 6 4
指定年月日（通所介護）	平成 2 5 年 1 2 月 1 日
指定年月日（介護予防通所介護相当）	平成 3 0 年 4 月 1 日
交通の便	富士急静岡バス 富士商工会議所前 徒歩 5 分
通常の事業の実施地域	富士市
福祉サービス第三者評価受審	無し

2. 事業所の職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護支援専門員 介護福祉士	1 人	常勤（介護職員と兼務）
生活相談員	社会福祉主事任用資格 介護福祉士	2 人	常勤 2 名（介護職員と兼務）
機能訓練指導員	作業療法士 看護師	4 人	常勤・専従 1 名、 非常勤 3 名（看護職員と兼務）
介護職員	介護福祉士	6 人	常勤 1 名（管理者と兼務） 常勤 4 名（2 名生活相談員と兼務） 非常勤 1 名
看護職員	看護師	3 人	非常勤 3 名（機能訓練指導員と兼務）

3. 通所介護（介護保険法に基づく第 1 号通所事業）施設の概要

定員	1 単位目 2 5 名・2 単位目 2 5 名
機能訓練室	9 0 . 0 m ²
その他の設備	事務室 ・ 相談室 ・ 静養室 ・ トイレ ・ 送迎車

4. 営業日・営業時間・サービスの提供時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分
サービス提供時間	1 単位目 9 時 0 0 分から 1 2 時 0 5 分 2 単位目 1 3 時 3 0 分から 1 6 時 3 5 分
営業をしない日	土曜日・日曜日（祝日は営業しています） 8 月 1 4 日～1 6 日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日ですが、年度カレンダーによって変更になります。（変更の場合は事前にご案内します）

5. 通所介護（介護保険法に基づく第1号通所事業）の運営の方針

利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行います。

6. 利用料金

（1）当事業者の通所介護（介護保険法に基づく第1号通所事業）の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として基本料金の1割ですが、法令で定められた一定以上の所得のある第1号被保険者の負担は2割又は3割となります。また、介護保険の給付範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

【介護予防通所介護相当サービス】（1ヶ月につき）

介護区分	サービス内容/種類	単位数 (月額)	利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 ・ 事業対象者	通所型独自サービス1	1,798単位	⇒(基本利用料+各種加算減算)の9.2%		
	科学的介護推進体制加算	40単位			
	サービス体制強化加算 (I)	88単位			
	介護職員等処遇改善加算 (I)	177単位			
	送迎減算(8回まで) (片道につき)	▲47単位/回			
	合 計		2,133 円/月	4,265 円/月	6,368 円/月
要支援2	通所型独自サービス2	3,621単位	⇒(基本利用料+各種加算減算)の9.2%		
	科学的介護推進体制加算	40単位			
	サービス体制強化加算 (I)	176単位			
	介護職員等処遇改善加算 (I)	353単位			
	送迎減算(16回まで) (片道につき)	▲47単位/回			
	合 計		4,249 円/月	8,498 円/月	12,746 円/月

○富士市は地域区分が7級地のため、単位数に10.14円を乗じた金額の1割、一定以上の所得者は2割又は3割が自己負担となります。

【通所介護】通常規模型通所介護

(3時間以上4時間未満)にて算定

介護区分	サービス内容/種類	単位数 (1回)	利用料金 (1回)		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	通所介護 I 11	370単位	376円	751円	1,126円
要介護2	通所介護 I 12	423単位	429円	858円	1,287円
要介護3	通所介護 I 13	479単位	486円	972円	1,458円
要介護4	通所介護 I 14	533単位	541円	1,081円	1,622円
要介護5	通所介護 I 15	588単位	597円	1,193円	1,789円

【加算・減算】 要件が満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

個別機能訓練 (I) ロ	76単位/回	77円	154円	231円
個別機能訓練 (II)	20単位/月	21円	41円	61円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	41円	81円	122円
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/回	23円	45円	67円
通所介護送迎減算 (片道につき)	▲47単位/回	▲48円	▲96円	▲143円
介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本利用料+各種加算 減算) の 9.2%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

○富士市は地域区分が7級地のため、単位数に10.14円を乗じた金額の1割、一定以上の所得者は2割又は3割が自己負担となります。

○規模区分は、通常規模型通所介護です。

(2) その他の費用

紙パンツ・パット等は1枚150円をいただきます。

(3) 料金の支払い方法

利用者が当事業所に支払う料金の支払い方法については、月ごとの清算とします。

前月分ご利用いただいたサービス利用料金は、翌月27日に支払いとなります。

支払い方法は、原則として口座自動引落としでのお支払いをお願いします。

(4) お休みについて

利用者のご都合によりお休みされる場合は事業所にご連絡ください。

(5) その他

利用者の介護保険被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるとき等は、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者（市町村）の窓口を提供して差額（介護保険適用部分の9割）の払い戻しを受けてください。

7. サービスの利用方法

(1) 利用開始

○居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）で、当事業所での通所介護（介護保険法に基づく第1号通所事業）を行う旨の「居宅サービス計画」（「第1号通所事業サービス計画」）が作成されます。

○当事業所の担当職員が通所介護（介護保険法に基づく第1号通所事業）の内容についてご説明します。

○この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業所管理者が個別サービス計画書（通所介護計画書、介護保険法に基づく第1号通所事業計画書）を作成し、同意を得た後にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する場合は文書または口頭で申し出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 利用者が施設やサービス従事者又は他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの暴言や暴力及び、重大な背信行為を行った場合、契約を解除させていただきます。

エ 入院やご都合等により、長期間利用がない場合（2か月以上）。

オ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・ 利用者が要介護（要支援・事業対象者）状態区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ・ 利用者が亡くなったとき。

その他

- ・ 事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・ 利用者がサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) その日の体調に合わせたサービスの提供を心掛けますが、体調の変化等がありましたら、担当職員までお申し出ください。
- (2) やむを得ない理由がある場合には、利用時間等変更のご相談に応じます。ただし、利用時間の延長には応じられません。
- (3) 現在服用中のお薬がある場合は必要分をご持参ください。
- (4) 杖・装具等日常生活上必要なものがある場合には、それらをご持参ください。
- (5) 食べ物を持参することはご遠慮願います。
- (6) その他、当事業所に対して事前に周知しておく必要のある事柄がある場合には、職員にご連絡ください。

9. サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

通所介護計画・介護保険法に基づく第1号通所事業計画の作成
生活指導・相談
日常生活動作の機能訓練・
介護サービス
健康状態の確認
送迎
介護に関する相談援助

- ・サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について利用者に分かりやすく説明します。
- ・サービスの提供に用いる設備・器具等については、安全・衛生に常に注意を払い、特に利用者の身体に接触する設備・器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態生じた場合は、主治医(医療機関)及び家族等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

非常時の対応	避難場所 吉原第一中学校
防火訓練	年1回程度実施
防災訓練	必要な訓練を年2回実施

12. 苦情処理

利用者、当事業者の通所介護、介護保険法に基づく第1号通所事業、の提供について、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

利用者、当事業者に苦情を申し立てることにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担 当 管理者 中村しのぶ
電話番号 0545-30-9090
FAX 0545-30-9091

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

富士市役所	担当窓口	介護保険課
	電話番号	0545-55-2767
静岡県国民健康保険団体連合会	相談窓口	介護苦情相談担当
	電話番号	054-253-5590